

7) 市民からの通報（越水等）に対し、市が対応できなかつた理由

災害対策本部に寄せられた情報が錯そうし、職員を適切に現地に派遣できなかつた面はある。また、市役所内部においても地域防災計画の内容を職員が十分に把握しておらず、職員一人一人がどう動くべきか理解していなかつたことも一因である。このようなことから、組織として災害対応が十分にできなかつた。

9) 9月9日に国交省から発表された水害シミュレーションに対する市の対応

9月10日1:40分に玉・本石下、新石下の一部に避難準備情報を発令した後、4時間後には県道土浦・境線の南に氾濫水が到達する予想となつていてことから、県道土浦・境線の南側の新石下地区、大房、東野原、山口、平内、収納谷地区に避難勧告を発令した。

10) 水害の恐れのある豊田小、地域交流センターを避難場所とした理由

豊田小については、若宮戸の溢水箇所から距離があること、かつ、途中に常総線、国道294号線があり、それらが氾濫水の緩衝体となり、更には東側にある八間堀の堤防により氾濫水が遮られ、安全であると判断したことから避難所とした。

地域交流センターについては、地域交流センター自体は高台にあり水没の危険性がなく、かつ、石下南地区に避難勧告を発令したことから、避難所までの距離の問題、避難所の収容人員の不足等を考慮して避難所とした。